## 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用を推奨しております。

当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、 適切に管理・活用して診察いたします。

なお、令和 6 年 6 月 1 日より、医療情報 取得加算として下表のとおり診療報酬点数を 算定いたします。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診 (月に1回)	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	2点

- 〇上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状を お持ちの方は、診療報酬点数が 1 点となります。
- 〇マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に ご協力をお願いいたします。